（番号灯）

第六十五条　（略）

2　（略）

3　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十五条第一項及び別添五十二4・10・2・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第二百四十五条第一項及び別添五十二4・10・2・の規定に適合するものであればよい。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された一般原動機付自転車であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車

ロ　令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と番号灯の型式が同一であるもの

4～6　（略）

（尾灯）

第六十六条　（略）

2～5　（略）

6　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十六条第一項並びに別添五十二4・12・2・及び4・12・8・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第二百四十六条第一項並びに別添五十二4・12・2・及び4・12・8・の規定に適合するものであればよい。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された一般原動機付自転車

二　令和八年九月一日以降に製作された一般原動機付自転車であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車

ロ　令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と尾灯の型式が同一であるもの

7～9　（略）

（制動灯）

第六十七条　（略）

2～6　（略）

7　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十七条第一項並びに別添五十二4・9・2・及び4・9・7・1・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第二百四十七条第一項並びに別添五十二4・9・2・及び4・9・7・1・の規定に適合するものであればよい。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された一般原動機付自転車

（番号灯）

第六十五条　（略）

2　（略）

3　保安基準第六十二条の二条が適用される一般原動機付自転車は、当分の間、細目告示第二百四十五条第一項及び別添五十二4・10・2・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第二百四十五条第一項及び別添五十二4・10・2・の規定に適合するものであればよい。

4～6　（略）

（尾灯）

第六十六条　（略）

2～5　（略）

6　保安基準第六十二条の三が適用される一般原動機付自転車は、当分の間、細目告示第二百四十六条第一項並びに別添五十二4・12・2・及び4・12・8・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第二百四十六条第一項並びに別添五十二4・12・2・及び4・12・8・の規定に適合するものであればよい。

7～9　（略）

（制動灯）

第六十七条　（略）

2～6　（略）

7　保安基準第六十二条の四が適用される一般原動機付自転車は、当分の間、細目告示第二百四十七条第一項並びに別添五十二4・9・2・及び4・9・7・1・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第二百四十七条第一項並びに別添五十二4・9・2・及び4・9・7・1・の規定に適合するものであればよい。